

豊田市環境基本計画等策定業務委託 仕様書（案）

1 委託名 豊田市環境基本計画等策定業務委託

2 委託場所 豊田市西町ほか地内

3 委託期間 委託期間の開始日から令和7年3月31日まで

4 環境基本計画等策定の目的

豊田市環境基本条例で目指す「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に計画し、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現を目的とする。

5 計画策定の基本的方針及び前提条件

(1) 全体の基本的方針

- ・現行の各計画の内容を承継し、かつ現行計画の評価も踏まえつつ、豊田市（以下、「市」という。）における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とすること。
- ・国が策定している第6次環境基本計画、生物多様性国家戦略、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画などや、愛知県が策定している第5次環境基本計画、あいち地球温暖化防止戦略2030など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、市の特性に合わせた計画にすること。
- ・市が策定している「第9次豊田市総合計画」との整合を図りつつ、市の関連計画の環境関連施策とも整合・連携させた計画とすること。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」、パリ協定などの国際的な潮流も踏まえた計画とすること。
- ・市の自然条件、社会条件、社会経済環境及び市の課題が考慮されること。
- ・予定されている大規模イベントや技術革新の展望など、社会生活へ与える影響を考慮すること。
- ・計画の策定に当たって、市民と行政の共働による施策の推進という考えを踏まえること。
- ・施策評価について、評価方法を提案するとともに、分かりやすく、把握しやすい指標を用いるなど点検・評価・改善しやすいものにする。

(2) 環境基本計画の方針

次の視点を参考に、市に適した環境政策の展開を提案し、計画に反映させるものとする。

①持続可能な社会の実現

②脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現

③家庭生活、企業活動等における環境配慮行動の浸透

(3) 生物多様性地域戦略

「生物多様性国家戦略2023-2030」及び「生物多様性地域戦略策定の手引き令和5年

度改訂版)」の内容を踏まえて作成すること。

(4) 地球温暖化防止行動計画の方針

- ①中核市において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を推進（区域施策編）することと、公共施設等市役所からの事務・事業に関わる温室効果ガスの排出量の削減の推進（事務事業編）を図る計画にすること。
- ②2050年ゼロカーボンシティの実現やそのマイルストーンである2030年の目標達成に向けた行動計画であること。
- ③事務事業編には、とよたエコアクションプラン及び省エネ指針の内容を踏まえて作成する。

(5) 気候変動適応計画の方針

- ①現行計画（令和4年3月策定）の策定以降、国や愛知県の気候変動適応計画の内容を踏まえて、計画内容の一部を見直しすること。
- ②現行計画に対して、必要に応じて最新の数値やデータ等を更新する。
- ③「豊田市地球温暖化防止行動計画」区域施策編の別冊の扱いとする。

(6) 期間

中長期的な展望を持ちながら、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。また、必要に応じて中間見直しを実施する。

6 業務の内容

(1) 「豊田市環境基本条例」第14条に基づく「豊田市環境基本計画」の素案の作成

- ・事業活動の将来予測
- ・目指すべき環境政策の方向性の検討及び提案
- ・進捗管理すべき目標値及び進捗管理方法の検討及び提案
- ・取り組むべき施策の検討及び提案
- ・施策の体系・事業整理
- ・計画推進体制の検討及び提案

(2) 「生物多様性地域戦略」の見直し

「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」である「豊田市の生物多様性に関わる行動目標（生物多様性とよた戦略）」の見直しを行い、豊田市環境基本計画をもって地域戦略として位置付けるものとする。

(3) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「豊田市地球温暖化防止行動計画（区域施策・事務事業編）」の素案の作成

- ・将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- ・2050年までの再エネ導入目標の作成
- ・目指すべき地球温暖化対策の方向性の検討及び提案
- ・脱炭素シナリオの作成及び具体的なイメージ図の作成
- ・脱炭素実現のための具体的施策の検討
- ・脱炭素促進区域の設定に向けた課題の整理及び設定案の作成
- ・計画期間の検討及び提案
- ・進捗管理すべき目標値及び進捗管理方法の検討及び提案
- ・取り組むべき地球温暖化対策（緩和策及び適応策）の検討及び提案
- ・施策の体系・事業整理

- ・計画推進体制の検討及び提案

(4) 「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」の素案の作成

- ・計画の基本的事項の整理
- ・気候変動の影響と対策方針の検討及び整理
- ・目指すべき将来像の検討及び整理
- ・主な気候変動の影響と適応策の検討及び整理
- ・計画の推進体制と進行管理の検討及び提案

(5) 環境データの整理（基礎調査）

ア 環境基本計画

- ①社会・環境の動向と豊田市の現況分析の整理
(生物多様性に関する豊田市の現況の分析と整理を含む)
- ②関係法令や国際情勢、国・県の動向調査

イ 地球温暖化防止行動計画

- ①地球温暖化対策の動向と豊田市の現況分析の整理
- ②温室効果ガス排出量の増減分析及び将来推計
- ③市域内・市役所内の温室効果ガスや再エネ導入状況に関する状況分析
- ④地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数パターン作成（BAU シナリオ・無対策時、再エネ導入目標を達成した場合等）
- ⑤関係法令や国際情勢、国・県の動向調査
- ⑥市域のうち、導入不可能地域を除いた再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行うこと

ウ 地域気候変動適応計画

- ①「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の必要記載項目の整理
- ②前回計画策定後から豊田市における気候情報の整理及び分析
- ③行政機関から発出される気候変動予測に関する情報収集と豊田市における将来の影響の整理を行う。

(6) アンケートやワークショップにおける市民・事業者の意見の把握

①アンケート

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：2,000件（無作為抽出による市内在住の満18歳以上） ・事業者：従業員10人以上の事業所500社
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の項目、調査方法の検討及び立案 ・調査票の作成及び印刷 ・調査票の発送及び回収 ・調査結果の集計及び分析
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の返送の他、WEBシステムへの入力も採用すること。 ・アンケートに要する用紙及び封筒の購入、印刷、封入、発送、返送並びにWEBシステムの設計・運用・管理に伴う経費については受託者負担とする。 ・調査対象の抽出は市が行うこととし、その経費等は市の負担とする。

②市民等を対象としたワークショップ

- ・ゼロカーボン社会の実現に関する題材を中心とした、環境基本計画掲載分野を網羅的に議論できるワークショップの企画立案
- ・対象者への連絡は受託者が行う。
- ・開催は4回程度とする。
- ・実施に当たってのコーディネート、当日の運営
- ・結果のとりまとめ及び分析
- ・会議ごとに、会議で出た内容をデザイン化する。
- ・対象者の抽出及び会場の確保は発注者が行う。

③脱炭素促進区域の設定に当たってのヒアリング

- ・区域設定を円滑に進めるための合意形成について、企画立案
- ・対象者への連絡は受託者が行う。
- ・開催は4回程度とする。
- ・実施に当たってのコーディネート、当日の運営
- ・結果のとりまとめ及び分析
- ・対象者の抽出及び会場の確保は発注者が行う。

(7) 課題の抽出

各種調査の結果から市の環境特性等を把握し、地域が抱えている環境上の問題点や課題を抽出する。また、計画を改定するに当たっての方向性を整理する。

(8) 豊田市環境審議会（4回程度）に出席し、資料案の作成、意見の集約及び議事録の作成

(9) パブリックコメント実施の支援

本計画の策定に関する範囲で、環境基本計画の策定過程で行われるパブリックコメント実施の支援を行うこと。

(10) 将来図のデザイン化

市民ワークショップ等で出た意見を基に、デザイナー等を活用して、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会等の環境に関するテーマを踏まえた2050年の各社会の豊田市像を1種類ずつ及びそれらを統合した将来の豊田市像1種類をデザインする。

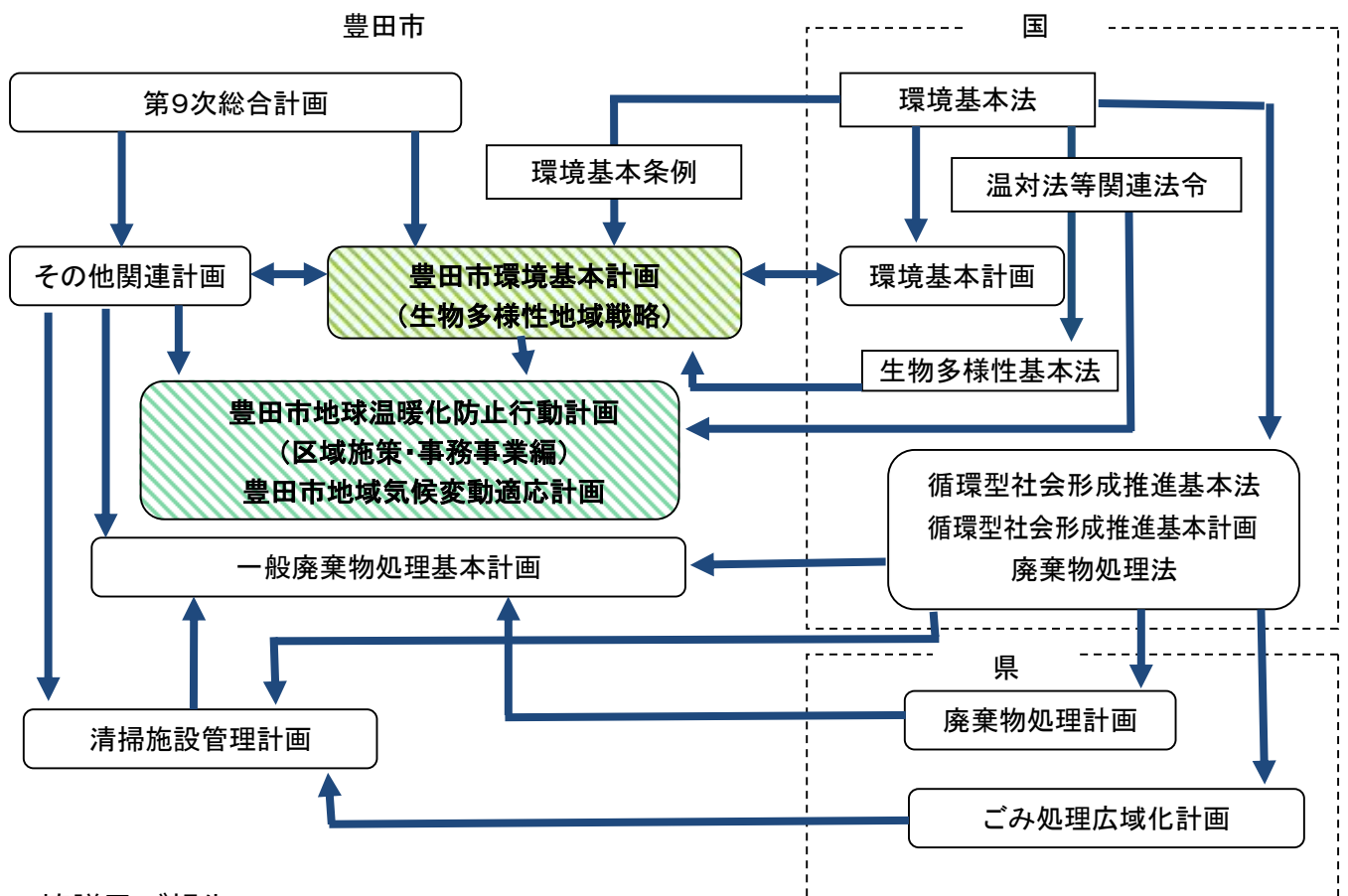
7 本業務で扱う計画等の位置付け

(1) 豊田市環境基本計画

基本計画は、豊田市環境基本条例第14条に基づき策定しており、市政経営の基本である豊田市総合計画における環境部門の総合計画として位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画である。豊田市総合計画に掲げる将来都市像を実現していくために、環境政策の全体像を示している。

(2) 豊田市地球温暖化防止行動計画（区域施策編・事務事業編）

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、環境基本計画で策定した基本的な環境政策の方針を踏まえ、市の地球温暖化対策に関する具体的な行動計画を定めるものである。



8 協議及び報告

- (1) 協議は、原則として各項目について業務を開始しようとするときに実施するものとする。ただし、業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合には適宜実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、協議の都度、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。
- (3) 報告は、中間報告（10月頃）及び最終報告のほか、委託者が受託者の業務の進捗状況に応じて、適宜求めることができるものとする。
- (4) 協議及び報告場所は、原則として豊田市役所とする。

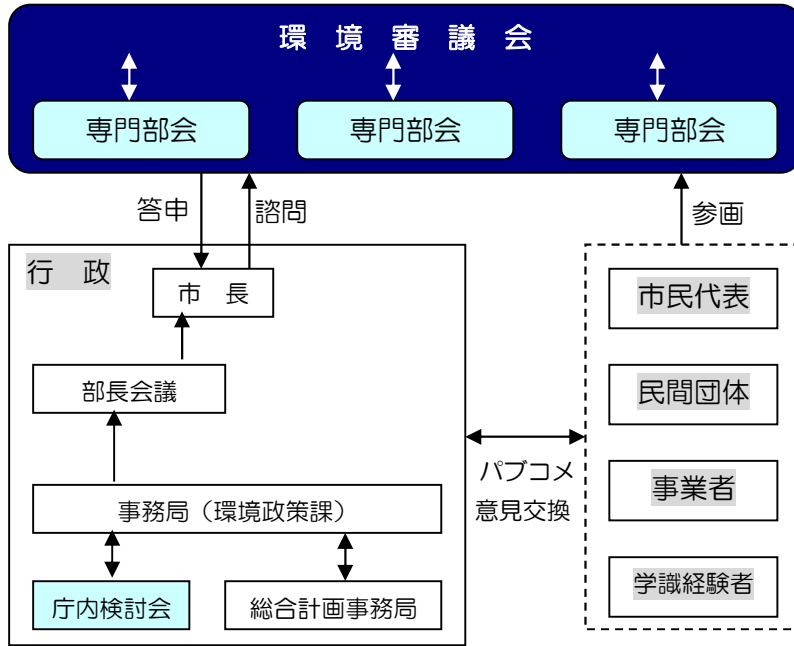
9 業務体制

受託者は本業務の遂行に当たり、業務担当責任者及び本業務の実務に主に携わる主任担当者を配置するものとする。

10 会議等市が行う手続きへの協力

受託者は、委託者が開催する豊田市環境審議会（4回程度開催）及びその他必要に応じて基本計画等策定に係る会議等に出席し、資料の作成（必要部数）、議事録の作成及び必要に応じて説明を行うものとする。

《計画策定体制のイメージ》



1.1 作業スケジュール（案）

下図は大まかな作業期間であり、作業スケジュールはこれを基本とする。

年度 作業項目	令和6年度											令和7年度（予定）												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境基本計画等の策定・調整			■											■										
パブリックコメントの実施															■									
市議会への上程																								
印刷・製本																								
環境審議会		● 諮問		●						●		●		●		●			● 答申					
専門部会（3部会）			↔			↔			↔															
庁内検討部会		↔											↔											
市民ワークショップ		↔					↔																	
アンケート調査			↔																					
委託契約		↔											↔											

1.2 資料貸与

(1) 貸与する資料は、以下のもののほか、委託者が本調査に必要と認めたものとする。

- ・市内の温室効果ガス排出量算定データ

(2) 受託者は、委託者に借用書を提出するとともに、貸与された資料を本調査以外の目的に用いてはならない。

1.3 成果物

(1) 本業務に基づき、以下の資料を作成する。なお、電子データ（Word 及び PDF データ）については、CD 等汎用的な記録媒体により提出する。

- ① 基本計画（素案） 100部
- ② 実行計画（素案） 100部
- ③ 地域気候変動適応計画（素案） 100部
- ④ 生物多様性戦略概要版（素案） 100部
- ⑤ ①～③の概要版（3計画） 各100部
- ⑥ 業務の過程で作成した資料、図面及びデザイン等 一式
- ⑦ 議事録、打合せ記録 一式
- ⑧ ①～⑦に関する電子データ 一式
- ⑨ ①～③については、計画ごとに、マットコート紙、両面白黒、仕上がりサイズ A4、ホチキス2か所の仕様とする
- ⑩ ④及び⑤については、マットコート紙、両面カラー、A3 サイズ、仕上がりサイズ

A4、Z折り

- ⑪ ⑨⑩のうち、概要版、計画（素案）の順に綴じ、A4サイズのフラットファイルに綴じたものを50部作成すること。

(2) 成果物は全て市の所有とし、市の承諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

1.4 個人情報の取扱いについて

別記「個人情報の取扱いに関する特記」を遵守すること。

1.5 再委託の禁止について

- (1) 受託者は本業務を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、豊田市環境基本計画等策定業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (3) 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考図書・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (4) 受託者は、第2項及び第3項に規定する業務委託の再委託に当たっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

1.6 その他事項

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。